

アイドリングストップ支援機器導入促進助成金交付要綱

平成12年8月4日 制定
平成13年7月17日一部改正
平成14年5月13日一部改正
平成15年4月1日一部改正
平成16年3月18日一部改正
平成19年3月26日一部改正
平成20年4月1日一部改正
平成20年11月14日一部改正
平成21年3月31日一部改正
平成22年3月23日一部改正
平成23年3月31日一部改正
平成24年4月23日一部改正
平成25年3月25日一部改正
平成27年3月20日一部改正
公益社団法人 全日本トラック協会

(事業趣旨)

第1条 全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）は、アイドリングストップの励行を支援するため、アイドリングストップ支援機器（以下「機器」という。）の導入助成事業を実施する都道府県トラック協会（以下「地方ト協」という。）に対して助成金を交付する。

(アイドリングストップ支援機器)

第2条 助成の対象とする機器は、トラックドライバーが休憩、荷待ち等におけるエンジン停止時に相当時間連続して使用可能な車載用冷暖房機器で、次に掲げるものとする。

- (1) エアヒーター
- (2) 車載バッテリー式冷房装置

(助成額)

第3条 全ト協の交付する助成金額は、地方ト協会員事業者が新たに導入する機器の価格の2分の1以内とし、12万円を上限とする。

ただし、国から補助金が交付された機器に対しては、全ト協の助成金を交付しない。

- 2 前項の価格には消費税を含めない。
- 3 地方ト協への交付限度額は別に定める。

(助成金交付請求)

第4条 地方ト協は、事業者の機器装着が完了した時、別に定める期日までに様式「アイドリングストップ支援機器導入助成金交付請求書」を全ト協に提出しなければならない。

(助成金の交付)

第5条 全ト協は、前条に基づき請求があったときは、その請求内容を審査し、条件に適合すると認めるときは、地方ト協会長に対して助成金を交付する。

(会員事業者への助成額)

第6条 会員事業者への助成額は地方ト協が別に定める。

(機器の処分制限)

第7条 事業者は、交付対象となった機器が装着の日から起算して6年を経過するまでは、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保（以下「処分」という。）に供してはならない。但し、あらかじめ地方ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

(導入効果等の報告)

第8条 削 除（平成27年3月20日）

(管理台帳)

第9条 地方ト協は助成金の交付に係る管理台帳を作成し、全ト協から閲覧を求められたときは、これを提出しなければならない。

(実施要綱の提出)

第10条 地方ト協は本事業に係る実施要綱等を定め、あらかじめ全ト協会長に提出しなければならない。

附則（平成12年8月4日）

本要綱は平成12年8月4日より施行する。

附則（平成13年7月17日）

本要綱は平成13年7月17日より施行する。

附則（平成14年5月13日）

本要綱は平成14年5月13日より施行する。

附則（平成15年4月8日）

本要綱は平成15年4月1日より施行する。

附則（平成16年3月18日）

本要綱は平成16年4月1日より施行する。

附則（平成17年3月17日）

本要綱は平成17年4月1日より施行する。

附則（平成18年3月20日）

本要綱は平成18年4月1日より施行する。

附則（平成 19 年 3 月 26 日）

本要綱は平成 19 年 4 月 1 日より施行する。

附則（平成 20 年 4 月 1 日）

第 1 条 本要綱は平成 20 年 4 月 1 日より適用する。

附則（平成 20 年 11 月 14 日）

第 1 条 本要綱は平成 20 年 11 月 14 日より適用する。

附則（平成 21 年 3 月 31 日）

第 1 条 本要綱は平成 21 年 4 月 1 日より適用する。

第 2 条 改正前の要綱（平成 20 年 11 月 14 日）に基づき実施した事業についてはなお従前の例によるものとする。

附則（平成 22 年 3 月 23 日）

第 1 条 本要綱は平成 22 年 4 月 1 日より適用する。

第 2 条 改正前の要綱（平成 21 年 3 月 31 日）に基づき実施した事業についてはなお従前の例によるものとする。

附則（平成 23 年 3 月 31 日）

第 1 条 本要綱は平成 23 年 4 月 1 日より適用する。

第 2 条 改正前の要綱（平成 22 年 3 月 23 日）に基づき実施した事業についてはなお従前の例によるものとする。

附則（平成 24 年 4 月 23 日）

第 1 条 本要綱は平成 24 年 4 月 1 日より適用する。

第 2 条 改正前の要綱（平成 23 年 3 月 31 日）に基づき実施した事業についてはなお従前の例によるものとする。

附則（平成 25 年 3 月 25 日）

第 1 条 本要綱は平成 25 年 4 月 1 日より適用する。

第 2 条 改正前の要綱（平成 24 年 4 月 23 日）に基づき実施した事業についてはなお従前の例によるものとする。

附則（平成 27 年 3 月 20 日）

第 1 条 本要綱は平成 27 年 4 月 1 日より施行する。

第 2 条 改正前の要綱（平成 25 年 3 月 25 日）に基づき実施した事業についてはなお従前の例によるものとする。